

一般競争入札の技術者の事前確認に関する留意事項

岡崎市が実施する建設工事の入札において、岡崎市一般競争入札実施要綱に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）により当該工事に配置を予定している主任（監理）技術者（以下「技術者」という。）をあらかじめ定めることを入札参加資格条件としている契約にあっては、原則申請書の提出以降は、やむを得ない事情がある場合を除き、技術者の変更は認めない。やむを得ない事情とは、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省通知）にも記載がある通り、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等といった社会通念上認められる事情をいう。

公共工事における技術者の変更は、入札の公平性の観点から必要最小限とし、原則として変更が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とする。

技術者に変更を生ずる場合の処置について以下に定める。

1 落札決定までの処置

入札参加者は、申請書の提出（入札時）から落札決定（入札日の翌日）までの間に、技術者を現場に配置できない事情（以下「配置できない事情」という。）が生じた場合は、速やかに岡崎市総務部契約課長に申し出ることとする。申し出を受けたとき、配置できない事情がやむを得ない事情であると認められる場合で、かつ代わりの技術者の選任ができる時は、理由書を添えた上で申請書の再提出を認めるものとし（ただし、状況によって医師の診断書の提出を求められることがある。）、落札決定を行うものとする。

ただし、特別な事情がやむを得ない事情であると認められない場合及び代わりの技術者を選任できない場合は、無効の入札とし、次位の落札候補者を落札者としてすることとする。

2 契約締結前までの処置

落札決定後、契約前に配置できない事情が生じた場合でやむを得ない事情であると認められる場合は、1の規定に準じて申請書の再提出を認めるものとし、契約を行うものとする。

また、配置できない事情がやむを得ない事情であると認められない場合及び代わりの技術者を選任できない場合は、契約を行わないものとする。

ただし、契約を行わないことにより再度の入札を行うことが、工事竣工遅延等につながり、市民サービスに支障をきたす恐れがあることが想定され、かつ代わりの技術者により工事を履行することが可能であると判断したとき（以下「遅延することが出来ない事情」という。）は、契約をするものとするが、岡崎市入札参加停止措置要領（別表第1、第1号の入札関係書類の「虚偽記載」を適用）により、ペナルティを科すものとする。

3 契約締結後で、現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届（以下「主任技術者等

届」という。)が提出されるまでの処置

契約締結後、岡崎市工事契約請負約款第 10 条の規定に基づく主任技術者等届を提出するまでの間(契約から 5 日以内)に配置できない事情が生じた場合で、やむを得ない事情と認められ、かつ代わりの技術者により工事を履行することが可能であると判断したときは、契約事務を行う所管の課長は理由書を徴した上で、主任技術者等届を受理するものとする(ただし、状況によって医師の診断書の提出を求めることがある)。この場合は申請書の再提出は行わない。

また、配置できない事情がやむを得ない事情であると認められない場合及び代わりの技術者を選任できない場合は、契約を解除するものとする。

ただし、契約を解除することにより再度の入札を行うことが、遅延することが出来ない事情に該当する場合は、岡崎市入札参加停止措置要領(別表第 1、第 1 号の入札関係書類の「虚偽記載」を適用)によるペナルティを科した上で、変更の主任技術者等届を受理するものとする。

4 主任技術者等届が提出された以降の変更に関する処置

- (1) 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等(依願退職を含む)といった、やむを得ない事情と認められる場合は、変更を可とする。

その他、①受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、②工場から現地へ工事の現場が移行する場合、③一つの契約工期が多年に及ぶ場合など工事工程上技術者の交代が合理的な場合も同様に変更を可とするが、工事の継続性や品質確保等に支障がないと認められる場合に限る。

担当課は理由書を徴した上で主任技術者等届を受理するものとするが、変更後の主任技術者等の資格要件等を確認するため、事前に岡崎市総務部契約課に報告するものとする。

- (2) 請負人の事情による場合は変更を不可とする。

技術者を他の現場に従事させたいといったものや、他の現場に従事させていた者の施工が終了したといった事情での変更の申し出が想定される。技術者は、その工事現場の技術上の管理をつかさどる役割のほかに、発注者、地元住民及び関係機関との連絡調整といったことを担っているため、技術者を変更することは、これらの業務の継続性が途切れることとなり、発注者にとっての不利益が発生するため変更を許可しないものとする。

また、未届のまま別の者に従事させることや技術者を配置しないことは、岡崎市工事請負契約約款に定める発注者による契約の解除権を行使できる事由となることと、建設業法違反となり、建設業法の許可権者(国土交通大臣又は愛知県知事等)への通報の対象となるので、施工体制の点検を行うなどにより適正な施工体制の確保に努めるものとする。

- (3) 発注者、請負人双方の事情による場合は変更を可とする。

技術者の行いが不良であった場合等で、現場の管理がなされていない、地元調整が悪く苦情が多いといった場合で、発注者、請負人双方の合意により技術者を変更することとしたものが該当する。

この場合、主任監督職員等の施工体制の点検等で改善が見られないときは、所属長による工事施工体制の点検に関する是正請求書をもって施工体制の改善を行う。

また、このことは、岡崎市入札参加停止措置要領別表第 1 第 2 号の過失による粗雑工事等

又は第4号の契約違反に該当する恐れがあるため、総務部契約課に通報するものとする。

- (4) 当初に主任技術者を配置し、工事途中で下請契約の請負代金の額が建設業法施工令（昭和31年政令第273号）第2条第1項で定める金額以上となる場合の監理技術者への変更については以下のとおり。

発注者から直接建設工事を請け負った受注者（特定建設業者に限る）は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておく必要がある。（専任特例2号の場合は、併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。）

ただし、契約後に発注者からの指示で追加工事が発生する場合は、当初から想定できない事態となるため、主任技術者から監理技術者への変更を可とする。

（注）一般競争入札における、岡崎市の配置予定技術者の取り扱いに関する考え方

通常、技術者の選任は請負人の裁量により行われることであり、施工中に技術者を変更することも発注者がこれを承認した場合は可能であると解されている。よって、指名競争入札等の配置予定技術者をあらかじめ選任しない制度により契約した案件については、技術者を途中変更しても入札参加停止措置といったペナルティは必要ないと考えられる。このことは、建設工事の双務契約において目的物の完成に係るすべての責任は請負人に課せられており、技術者の選任もいわゆる「責任施工」の一部であると解されているからである。

しかし、入札参加者を拡大した一般競争入札において配置予定技術者をあらかじめ確認することは、入札段階で着工から竣工までを行わせる技術者を雇用する者のみが入札に参加できる者であることを入札参加条件として制度化したものである。建設工事の工期は半年から数年といった長期のものであり、落札後に、受注が確保された段階で軽々に技術者の変更を許可することは入札参加資格の公平性を欠くことであると考えられる。このことは、少数しか技術者を持たないものでも、落札後から竣工までの短期雇用を行うことで、再度の入札に参加したりすることも可能としてしまうことになる。

多くの技術者を雇用し、個々の技術者が責任のある施工を行える教育を行っている者が多くの入札参加機会を得るとする考え方は、一般競争入札における公平性であり、発注者、受注者の双方の責務を満たし、メリットがあると考えられる。